

システム利用規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号 改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号 改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号 改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号 改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号 改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号 改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号 改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号 改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号 改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号 改正 令和5年3月8日業務関連規程第2号 改正 令和5年4月1日業務関連規程第3号 改正 令和5年4月28日業務関連規程第4号 改正 令和5年6月19日業務関連規程第5号 改正 令和5年8月9日業務関連規程第6号 改正 令和6年1月12日業務関連規程第1号 改正 令和6年3月25日業務関連規程第2号 改正 令和6年8月22日業務関連規程第3号 改正 令和6年12月11日業務関連規程第4号 改正 令和7年4月1日業務関連規程第1号 改正 令和7年4月1日業務関連規程第2号 改正 令和7年7月1日業務関連規程第3号 改正 令和7年7月3日業務関連規程第4号 改正 令和8年1月5日業務関連規程第1号 <u>改正 令和8年4月1日業務関連規程第2号</u></p>	<p>改正 令和3年3月11日業務関連規程第1号 改正 令和3年3月30日業務関連規程第2号 改正 令和3年6月23日業務関連規程第3号 改正 令和3年11月30日業務関連規程第4号 改正 令和4年3月25日業務関連規程第1号 改正 令和4年6月8日業務関連規程第2号 改正 令和4年9月27日業務関連規程第3号 改正 令和4年11月18日業務関連規程第4号 改正 令和4年12月26日業務関連規程第5号 改正 令和5年1月18日業務関連規程第1号 改正 令和5年3月8日業務関連規程第2号 改正 令和5年4月1日業務関連規程第3号 改正 令和5年4月28日業務関連規程第4号 改正 令和5年6月19日業務関連規程第5号 改正 令和5年8月9日業務関連規程第6号 改正 令和6年1月12日業務関連規程第1号 改正 令和6年3月25日業務関連規程第2号 改正 令和6年8月22日業務関連規程第3号 改正 令和6年12月11日業務関連規程第4号 改正 令和7年4月1日業務関連規程第1号 改正 令和7年4月1日業務関連規程第2号 改正 令和7年7月1日業務関連規程第3号 改正 令和7年7月3日業務関連規程第4号 改正 令和8年1月5日業務関連規程第1号 【追加】</p>
<p>【省略】</p>	<p>【省略】</p>
<p>第6章 利用料金等</p> <p>(システム利用契約に基づく利用料金の負担)</p> <p>第40条 システム利用契約者(ただし、本条及び第42条の適用に当たっては、第3条第1項第1号に掲げる者を除く。)は、次に掲げる利用料金を会社に支払うものとする。ただし、共同利用を行う場合においては、共同利用代表者が次に掲げる利用料金の全額を支払うものとする。なお、第3条第1項第1号に掲げる者は別途契約によるものとする。</p> <p>(1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金</p> <p>(2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供に係る料金</p> <p><u>(3) 料金表第3表に掲げる回線使用料等</u></p> <p><u>(4) その他会社が別に定める利用料金</u></p>	<p>第6章 利用料金等</p> <p>(システム利用契約に基づく利用料金の負担)</p> <p>第40条 システム利用契約者(ただし、本条及び第42条の適用に当たっては、第3条第1項第1号に掲げる者を除く。)は、次に掲げる利用料金を会社に支払うものとする。ただし、共同利用を行う場合においては、共同利用代表者が次に掲げる利用料金の全額を支払うものとする。なお、第3条第1項第1号に掲げる者は別途契約によるものとする。</p> <p>(1) 料金表第1表に掲げるシステム利用料金</p> <p>(2) 料金表第2表に掲げる管理統計資料提供に係る料金</p> <p><u>(3) 料金表第3表に掲げる保税管理資料保存に係る料金</u></p> <p><u>(4) 料金表第4表に掲げる回線使用料等</u></p> <p><u>(5) その他会社が別に定める利用料金</u></p>

システム利用規程 新旧対照表

改正後

- 2 前項の規定にかかわらず、会社は、必要があると認める場合には、利用料金の一部又は全部について、支払いを要しないものとするができる。
- 3 会社は、利用料金の変更を行う場合には、その変更の2月前までにシステム利用契約者に対して変更後の利用料金及び変更時期を通知するものとする。ただし、その変更が別表1に規定する輸出入等関連業務若しくは別表2に規定する目的達成業務に係る業務の追加に伴う従量料金の追加である場合又は利用料金の引下げである場合は、この限りでない。
- 4 前項の通知の日から起算して20日以内にシステム利用契約者から第21条に規定する解除の申出がない場合には、システム利用契約者につき利用料金等の改定が承諾されたものとみなす。

【省略】

附 則（令和8年4月1日業務関連規程第2号）
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【省略】

（備考）汎用申請業務一覧

申請手続種別	汎用申請手続名称
【省略】	
G60	条約に <u>基づく</u> 特定用途免税申請（定率令第25条の2 <u>第1、3、5～7号</u> ）
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>
<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>
【省略】	

改正前

- 2 前項の規定にかかわらず、会社は、必要があると認める場合には、利用料金の一部又は全部について、支払いを要しないものとするができる。
- 3 会社は、利用料金の変更を行う場合には、その変更の2月前までにシステム利用契約者に対して変更後の利用料金及び変更時期を通知するものとする。ただし、その変更が別表1に規定する輸出入等関連業務若しくは別表2に規定する目的達成業務に係る業務の追加に伴う従量料金の追加である場合又は利用料金の引下げである場合は、この限りでない。
- 4 前項の通知の日から起算して20日以内にシステム利用契約者から第21条に規定する解除の申出がない場合には、システム利用契約者につき利用料金等の改定が承諾されたものとみなす。

【省略】

【追加】

【省略】

（備考）汎用申請業務一覧

申請手続種別	汎用申請手続名称
【省略】	
G60	条約 <u>の規定による</u> 特定用途免税申請（定率令第25条の2 <u>第1、3、5～7号</u> ）
Y01	輸入貨物評価（包括）申告 I
Y02	輸入貨物評価（包括）申告 I I
Y03	輸入貨物評価（包括）一部変更届出
【省略】	